

	号外	定価 1部2円	No.2697	2024年 6月10日	2024年度の運動方針を6月1日の県職労定期大会で確立。みんなで行動する県職労運動を強化しよう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合			

豚熱対応

# 労働条件改善!!

## 県職労申し入れにより改善実現

### 働き方改善の第一歩は組合加入から!

5月28日、本県で豚熱が発生して以降、多くの職員が発生農場における業務に昼夜を問わず従事しています。従事されている職員の皆様に敬意を表します。

今回の豚熱対応を含め、危機管理対応時の労働条件については、県職労が人事課にその都度申し入れて協議し、改善を求めています。

県職労が人事課に申し入れて、改善した事項を次のとおりお知らせします。

#### 1 勤務時間の取扱い

通常、自ら公用車又は私用車を運転している時間を除き、正規の勤務時間外における移動時間は勤務時間に含まない(=超過勤務手当の支給対象にならない)こととなりますが、豚熱対応においては、これまでの県職労からの働きかけにより、往路の移動時間を従事作業の説明、確認等の業務時間と位置づけ、勤務時間の割振変更と併せ、出発から帰着まで勤務時間に含む運用としています。超過勤務手当の支給対象にも含みます。

また、バス手配の都合上、従事職員が一時期、二戸駅まで各自集合とされたことに対応し、新たに県職労からの働きかけにより、公共交通機関での移動時間(盛岡-二戸間等)についても勤務時間に含む運用としました。超過勤務手当の支給対象にも含みます。

#### 2 旅費の取扱い

通常、新幹線特急料金は片道100km以上の場合に限り支給されますが、今回の豚熱対応では一時期、二戸駅まで各自集合とされたため、県職労からの働きかけにより、盛岡-二戸間等の100km未満の移動であっても「公務がより効率的に遂行」されるものとして、新幹線による旅費の支給を可能としました。(盛岡-二戸間の場合、特定特急券の額で算定)

豚熱対応をめぐる諸課題(勤務条件、職場体制等)は、県職労にお寄せください。

## 未加入者へ呼びかけを **今こそ組合に加入しよう!**

上記の課題をはじめ、労働条件・職場環境の改善は、働く者みんなが労働組合に結集して要求しない限り実現し得ないものばかりです。また、労働組合が継続的に人事当局と協議すべき課題も多々あります。数は力です。未加入者は今こそ組合加入しましょう。

※ 分会の未加入者への配付等のため、本紙の増刷希望の場合は、各支部書記局に御一報ください。

**まだ組合加入していない方へ！**

組合加入届は県職労HP (<http://www.iwatekensyoku.or.jp/>) からダウンロード  
提出はお近くの組合事務所(書記局)又はFAX019-625-2421へ！

**要求なくして  
実現なし**

# 県職労の主な獲得成果

県職労はこれまで、組合員の生活・職場実態を踏まえた要求・交渉を行い、様々な労働条件の改善を実現してきました。労働条件の改善は、職場で働く仲間がより多く組合に加わっていればいるほど、より多くの改善が実現できます。

最近実現した県職労の主な獲得成果を、以下のとおり紹介します。

実施時期	内容
2024年度	2024.4.1～ 特殊勤務手当(防疫等作業手当)の改善 感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業 290円⇒380円(牛又は豚のと殺の作業は760円)等
	2024.4.1～ 児童相談所の宿日直の改善 管理宿直(本来の勤務時間として取り扱われない)から本来の勤務時間に取扱を変更。夜勤終了後は帰宅できることとされた。
	2024.4.1～ 会計年度任用職員の勤勉手当支給 地方自治法改正に伴い、条例の規定に基づき勤勉手当が支給可能とされたことを受け、条例整備を実現させ、2024年6月から支給。
2023年度	2024.1.1～ 夏季休暇の取得可能期間の改善 7月～9月⇒6月～10月に2か月間拡大。
	2023.12.12 月例給・一時金引上げ改定及び差額支給(差額支給は12/26) 会計年度任用職員も4月遡及引上げ
	2023.11.13 勤勉手当に「勤続加算枠」新設 55歳以上の職員を対象に、勤勉手当について一般の評価枠とは別に、概ね2回に1回は上位区分を適用。

## お知らせ

2024年度闘争資金(2024年6月1日開催の第132回定期大会で決定)  
【6月・2,500円、12月・3,000円】のうち、2,500円を6月17日の月例給から引き去りさせていただきますので、御理解をお願いします。

2024年度新規加入者、再任用職員(暫定再任用職員・再任用短時間勤務職員)、60歳に達した年度の次の年度以降に在職している職員(段階的定年引上げの対象となっている方)及び会計年度任用職員については、免除します。